

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

立川都市計画都市高速鉄道 東日本旅客鉄道南武線

2 理 由

東京都では、踏切における交通渋滞、鉄道による地域分断等の問題を解決するため、平成16年6月に「踏切対策基本方針」を策定した。この中で、東日本旅客鉄道南武線の矢川～立川駅付近については、「鉄道立体化の検討対象区間」の一つとして、計画的に踏切対策を進めていく区間に位置付けている。

東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間では、幹線街路である立川3・4・8号線や国立3・3・15号線等が鉄道と平面交差している。これらの平面交差箇所は「開かずの踏切」や「ボトルネック踏切」となっている踏切もあり、交通渋滞や鉄道による地域分断等が課題となっている。

こうしたことから、本都市計画案は、東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更するものである。

なお、本都市計画手続と併せて、東京都環境影響評価条例に基づく手続を行う。